

## 子ども・子育て支援推進計画における法定事業の見直しの方向性

No.	区分	事業名	担当課	確保の内容の見直し	理由（見直さない場合も）	
1		教育・保育	こども園総務課	する	・平成28年度の0歳児において、量の見込みと実際の需要量が10%以上かい離しているため。	
2-1	地域子ども 子育て支援 事業	利用者支援事業	子育て支援課 こども園総務課	しない	・市内を4つに区分し、4事業者がそれぞれのエリアをカバーできており、利用実績としても現在の確保の内容である4施設で対応可能であるため。	
2-2		時間外保育事業（延長保育事業）	こども園総務課	しない	・量の見込みを超えて利用実績が増加しているが、利用実態として現在の確保の内容で対応可能であるため。	
2-3		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て支援課	する	・計画と平成28年度までの利用児童数及び確保の内容の実績にかい離が生じているため。	
2-4		子育て短期 支援事業	短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）	子育て支援課 こども女性相談室	しない	・実利用人数、延利用日数利用者ともに実績は量の見込みと同程度であり、現在の確保の内容である2か所で対応可能であるため。
			夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）	子育て支援課 こども女性相談室	しない	・利用実績がなく、現在の確保の内容である2か所で対応可能であるため。
2-5		乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	しない	・出生数の実績が減少傾向にあり、現在の確保の内容である実施体制で対応可能であるため。	
2-6		養育支援訪問事業	子育て支援課 こども女性相談室	しない	・対象者数、延べ訪問回数ともに実績は量の見込みと同程度であり、現在の確保の内容である実施体制で対応可能であるため。	
2-7		地域子育て支援拠点事業	子育て支援課 こども園総務課	しない	・延べ利用回数の実績は量の見込みを大きく下回っており、現在の確保の内容である31施設で対応可能であるため。	

No.	区分	事業名	担当課	確保の内容の見直し	理由（見直さない場合も）
2-8	地域子ども子育て支援事業	一時預かり事業 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）	こども園総務課	しない	・延べ利用日数の実績は量の見込みを下回っており、現在の確保の内容である25施設で対応可能であるため。
		上記以外（一般型）	こども園総務課	しない	・新たに創設予定の認定こども園等による実施施設数の増加が想定され、確保量の充足が見込まれるため。
病児・病後児保育事業		子育て支援課 こども園総務課	しない	・延べ利用日数の実績は量の見込みと同程度であることに加え、計画では確保の内容を1か所増の6か所としているため。	
ファミリー・サポート・センター事業		こども未来館	しない	・量の見込みは増加傾向にあるが、現在の実施体制で確保量が充足できると見込まれるため。	
妊婦健康診査事業		保健センター	しない	・妊婦の受診実人数の実績が減少傾向にあり、現在の確保の内容である実施体制で対応可能であるため。	
2-12		実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども園総務課	しない	・市内公立施設の教材費等の実費負担額は、国が示す基準額の半分程度であり、対象となる世帯に対する生活保護の生活扶助費と重複するなどにより、実施しない。 （平成28年9月1日支援会議において報告済み）
2-13		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	こども園総務課	しない	・新規参入者への相談・助言等は、常時、こども園総務課担当職員が行っており、新たに支援チームを編成する必要がないことなどにより、実施しない。（平成28年9月1日支援会議において報告済み）